

令和5年度 大分県公立学校 教員採用選考試験

実施要項

求められる教員像

専門的知識をもち、
実践的指導力のある人

使命感にあふれ、
高い倫理観と
豊かな人間性をもつ人

柔軟性と創造力をそなえ、
未知の課題に立ち向かう人

学校組織の一員として
考え行動する人

昨年度からの主な変更点

① 第1次試験の免除制度の拡充

前年度実施試験の第1次試験を受験し、合格した者を対象に加えます。

② 第2次試験の「口頭試問」の廃止と「面接Ⅰ」の導入

第2次試験の「模擬授業（養護教諭は場面指導）」の後に実施していた「口頭試問」に換えて、教科指導等に対する意欲や考え方などを含め評価する面接試験に変更し、名称を「面接Ⅰ」とします。

③ 「特別選考Ⅳ（他県教諭特別選考）」の受験資格の緩和

他県での教諭としての勤務期間3年目の方も受験ができるように緩和します。

令和5年度大分県公立学校教員採用選考試験実施要項

大分県教育委員会

1 目 的

大分県公立学校教員を志望する者について、令和5年度採用に当たっての選考資料とするため、これを実施する。

2 選考区分、試験区分及び採用予定者数等

(1) 一般選考

試 験 区 分	採 用 予 定 者 数	
	全体数	教 科 ・ 科 目 等 別 内 訳
① 小 学 校 教 諭	200 人	
② 小中学校連携教諭	20 人	算数・数学(4) 理科(4) 音楽(4) 保健体育(4) 英語(4)
③ 中 学 校 教 諭	130 人	国語(16) 社会(18) 数学(20) 理科(15) 音楽(8) 美術(6) 保健体育(17) 技術(5) 家庭(5) 英語(20)
④ 高 等 学 校 教 諭	49 人	国語(3) 地理歴史〔世界史(2) 日本史(2) 地理(2)〕 公民(1) 数学(5) 理科〔物理(1) 化学(2) 生物(2)〕 保健体育(3) 音楽(1) 美術(1) 書道(1) 英語(4) 家庭(1) 農業〔作物・園芸(2) 畜産(1)〕 工業〔機械(3) 電気(1) 土木(1) 建築(1) 工業化学(2)〕 水産〔機関(1) 食品(1)〕 商業(2) 情報(2) 福祉(1)
⑤ 特別支援学校教諭	52 人	小学部(23) 中学部(17) 高等部(12)
⑥ 養 護 教 諭	17 人	
⑦ 栄 養 教 諭	5 人	
一 般 選 考 計	473 人	

- ※ ②の小中学校連携教諭で採用された者は、小学校又は中学校に配置し、人事交流を行う(以下同じ)。
- ※ ⑤のうち小学部又は中学部で採用された者は、特別支援学校のほか、免許状の種類に応じ、小学校又は中学校において、特別支援学級担当の教諭として勤務する(以下同じ)。
- ※ 合格者のうち日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師として採用する(以下同じ)。

(2) 特別選考

障がい者が社会参加することを通じて青少年の健全育成を推進するため、社会人としての多様な経験や専門的な知識・技能を教育にいかすため、卓越した指導者の秀でた実績や優れた知識・技能を競技力向上にいかすため、及び他県の正規教諭の優れた知識・技能を教育にいかすために実施する。

試 験 区 分	採用予定者数	摘 要
特 別 選 考 (Ⅰ) (障がい者特別選考)	8 人	一般選考の試験区分①から⑦までのいずれかを志望する者で、教科・科目は問わない。第1次試験、第2次試験及び第3次試験は一般選考と同様の試験を実施する。また、障がいの種類や程度に応じた受験上の配慮を行う。
特 別 選 考 (Ⅱ) (社会人特別選考)	5 人	一般選考の試験区分①から④までのいずれかを志望する者で、教科・科目は問わない。第1次試験は、教養試験及び専門試験に代えて、小論文を実施する。 なお、第2次試験及び第3次試験は、一般選考と同様の試験を実施する。
特 別 選 考 (Ⅲ) (スペシャリスト特別選考)	2 人	高等学校教諭のうち、下記(※)の教科を志望する者で、スポーツの指導者として優秀な実績を有するものとする。第1次試験及び第2次試験を免除し、第3次試験は、プレゼンテーション及び面接試験を実施する。
特 別 選 考 (Ⅳ) (他県教諭特別選考)	小学校 20人 ※小中学校連携含む 中学校 15人 高等学校 10人 特別支援学校 3人 養護教諭 2人 栄養教諭 2人 ※中学校、高等学校については、合格者を各教科・科目ごとに、最大2人とする。	一般選考の試験区分①から⑦までのいずれかを志望する者で、教科・科目は問わない。他県の国公立学校の正規教員で志望する試験区分の教科・科目の分野に優れた知識・技能を有するものとする。第1次試験及び第2次試験を免除し、第3次試験のみ実施する。
特 別 選 考 計	67 人	

- ※ 特別選考(Ⅲ)の教科：国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、音楽、美術、書道、英語、家庭、農業、工業、水産、商業、情報、福祉

(3) 併願制度

次の①から⑮までの試験区分及び教科・科目等の組合せに限り、併せて出願することができる。併願を希望する場合は、第1志望及び第2志望を願書に入力すること。なお、併願を希望しない場合は、第1志望のみ入力すること。

① 小中学校連携教諭（算数・数学）と中学校教諭（数学）	⑨ 中学校教諭（美術）と高等学校教諭（美術）
② 小中学校連携教諭（理科）と中学校教諭（理科）	⑩ 中学校教諭（保健体育）と高等学校教諭（保健体育）
③ 小中学校連携教諭（音楽）と中学校教諭（音楽）	⑪ 中学校教諭（家庭）と高等学校教諭（家庭）
④ 小中学校連携教諭（保健体育）と中学校教諭（保健体育）	⑫ 中学校教諭（英語）と高等学校教諭（英語）
⑤ 小中学校連携教諭（英語）と中学校教諭（英語）	⑬ 特別支援学校教諭 小学部と中学部
⑥ 中学校教諭（国語）と高等学校教諭（国語）	⑭ 特別支援学校教諭 小学部と高等部
⑦ 中学校教諭（数学）と高等学校教諭（数学）	⑮ 特別支援学校教諭 中学部と高等部
⑧ 中学校教諭（音楽）と高等学校教諭（音楽）	

上記の①から⑮までの組合せを除いて、出願できる試験区分は、小学校教諭、小中学校連携教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭、特別選考(I)、特別選考(II)、特別選考(III)又は特別選考(IV)のいずれか一つとする。

また、出願後の選考区分、試験区分及び教科・科目等の変更は認めない。

3 受験資格

一般選考	次の(1)から(4)までの要件を全て満たす者に限る。 (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条の欠格条項に該当しない者 (2) 試験区分に応ずる教諭普通免許状(小中学校連携教諭志望者は、小学校教諭普通免許状に加えて、算数・数学志望者は中学校教諭(数学)普通免許状、理科志望者は中学校教諭(理科)普通免許状、音楽志望者は中学校教諭(音楽)普通免許状、保健体育志望者は中学校教諭(保健体育)普通免許状、英語志望者は中学校教諭(外国語)普通免許状、特別支援学校教諭志望者は、特別支援学校教諭普通免許状又は盲・聾・養護学校のいずれかの教諭普通免許状に加えて、小学部志望者は小学校教諭普通免許状、中学部志望者は中学校教諭普通免許状、高等部志望者は高等学校教諭普通免許状)を現に有している者又は令和5年3月31日までに取得見込みの者 平成6年3月31日以前において、高等学校の社会科教諭普通免許状を取得した者は、高等学校教諭の地理歴史又は公民を受験できる。 (3) 昭和38年4月2日以降に生まれた者 (4) 県内のどこにでも赴任できる者
特別選考(I)	上記(1)から(4)までの要件に加え、(5)の要件を満たす者に限る。 (5) 次のア、イ又はウのいずれかに該当する者 ア 身体障害者手帳の交付を受けている者又は都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。)の交付を受けている者 イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳の交付を受けている者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書の交付を受けている者 ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
特別選考(II)	上記(1)、(3)及び(4)の要件に加え、(6)及び(7)の要件を全て満たす者に限る。 (6) 次のア又はイのいずれかに該当する者 ア 試験区分に応ずる教諭普通免許状(小中学校連携教諭志望者は、小学校教諭普通免許状に加えて、算数・数学志望者は中学校教諭(数学)普通免許状、理科志望者は中学校教諭(理科)普通免許状、音楽志望者は中学校教諭(音楽)普通免許状、保健体育志望者は中学校教諭(保健体育)普通免許状、英語志望者は中学校教諭(外国語)普通免許状)を現に有している者又は令和5年3月31日までに取得見込みの者 イ (6)のアに該当しない者で、次の①及び②に該当するもの(小学校教諭志望者は除く。) ① 志望する教科・科目に関する専門的な知識経験又は技能を有する者 ② 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者 (7) 民間企業・官公庁等において常勤の職(国公立学校・学習塾・予備校等の教育職を除く。)として令和4年4月1日現在3年以上継続して勤務している者
特別選考(III)	上記(1)から(4)までの要件に加え、(8)及び(9)の要件を全て満たす者に限る。 (8) 平成25年4月1日以降令和4年5月30日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当する者 ア 国際レベルの大会に日本代表として出場した団体又は個人を指導した実績を有する者 イ 全国規模の大会でベスト8以上の成績を収めた団体又は個人を指導した実績を有する者 (9) 出願時において、全国高等学校体育連盟及び日本高等学校野球連盟に大分県が加盟している競技種目のうち下記の種目の指導者である者 種目：陸上競技、体操、水泳、バスケットボール、バレーボール、卓球、ソフトテニス、ハンドボール、サッカー、ラグビーフットボール、バドミントン、ソフトボール、相撲、柔道、ボート、剣道、レスリング、弓道、テニス、登山、自転車競技、ボクシング、ホッケー、ウエイトリフティング、ヨット、フェンシング、空手道、アーチェリー、なぎなた、カヌー、馬術、ライフル射撃、軟式野球、硬式野球

特 別 選 考 (Ⅳ)	上記(1)から(4)の要件に加え、(10)の要件を満たす者に限る。 (10) 次のア及びイに該当する者 ア 大分県を除く都道府県又は政令指定都市が実施する教員採用選考試験に合格し、公立の学校又は国立大学法人が所管する学校の正規教員（志望する試験区分と同一区分に限る。また、臨時的任用の者は除く。）としての勤務期間が令和5年3月31日現在3年以上（休職・育児休業の期間を除く。）である者 イ 現在、公立の学校若しくは国立大学法人が所管する学校の正規教員（志望する試験区分と同一区分に限る。また、臨時的任用の者は除く。）又は都道府県教育委員会若しくは市区町村教育委員会の正規職員（臨時的任用の者は除く。）として勤務している者
-------------------------	--

(注意) ・一般選考(2)における試験区分に応ずる教諭普通免許状を令和5年3月31日までに取得見込みの者について
 養護教諭に出願する者で、養護教諭免許状を令和5年3月31日までに取得見込みのものに、令和4年度中に実施される保健師国家試験の合格により得られる資格を基礎として養護教諭免許状を取得しようとするものを含む。
 ・栄養教諭に出願する者で、栄養教諭免許状を令和5年3月31日までに取得見込みのものに、令和4年度中に管理栄養士免許又は栄養士免許を取得し、その免許を基礎として栄養教諭免許状を取得しようとするものを含む。
 ・特別選考(Ⅱ)の受験資格(6)のイの要件について
 採用に当たっては、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第3項に定める特別免許状の授与を受ける必要があることから、(6)のイの①の基準に関して、出願に基づき提出書類(p.4・5)により、次の観点から特別免許状授与の可否について予備的な審査を行う。
 (i) 「志望する教科・科目に関する専門的な知識経験又は技能」は、担当する教科・科目の教育課程、学習指導要領等に照らし、学校教育の効果の実施が期待できるものであること。
 (ii) 志望する教科・科目に関する専門的な知識経験又は技能に関連した実務経験を、令和4年4月1日現在3年以上有していること。
 なお、特別免許状の授与について、不明な点は事前に確認すること。
 ・特別選考(Ⅲ)の受験資格について
 上記(8)の要件に関しては、専門家で構成される審査委員会を設置し、同委員会において審査を行う。ただし、上記(8)の指導した実績となる競技種目と上記(9)の競技種目が一致している場合のみ出願することができる。

(参考)

地方公務員法(抜粋)

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法(抜粋)

(校長・教員の欠格事由)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (3) 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 第1次試験の免除

(1) 免除の要件

次の①又は②のいずれかの要件に該当する者は、希望により第1次試験を免除する。

ただし、特別選考(Ⅱ)、(Ⅲ)及び(Ⅳ)を受験する者並びに併願を希望する者は除く。

- ① 令和3年度大分県公立学校教員採用選考試験(令和2年度実施)の第1次試験及び第2次試験を受験し、いずれにも合格した者であつて、かつ、令和5年度大分県公立学校教員採用選考試験(令和4年度実施)において、同一の試験区分及び教科・科目等を受験する者
- ② 令和4年度大分県公立学校教員採用選考試験(令和3年度実施)の第1次試験を受験し、合格した者であつて、かつ、令和5年度大分県公立学校教員採用選考試験(令和4年度実施)において、同一の試験区分及び教科・科目等を受験する者

(注意) 上記①の「第1次試験及び第2次試験を受験し、いずれにも合格した者」及び②の「第1次試験を受験し、合格した者」には、第1次試験免除者は含まれない。

(2) 免除の手続

免除を希望する者は、願書の該当欄に入力した上で、「5 出願等手続」に従って出願すること。

5 出願等手続

出願の方法は、原則インターネット(大分県電子申請システム)を利用する方法とする。

インターネットに接続できる環境にない等、やむを得ない場合のみ個別に対応するので、(3)の書類の提出先まで連絡すること。

(1) インターネット（大分県電子申請システム）を利用する方法

※ インターネット接続、メールの送受信及び書類の印刷（A4サイズのモノクロ印刷）が可能であること。

① 大分県電子申請システムの利用者登録

インターネット上の次のURLにアクセスし、「利用者登録はこちら」→「基本情報入力」→「利用者IDの発行」→「送信されたメールの確認ページでIDとパスワード入力」を行う。

<https://www.egov-oita.pref.oita.jp/>

※ 取得したIDやパスワードは忘れないよう控えておくこと。

② 出願期間 令和4年5月9日(月) 9:00～5月30日(月) 17:15

③ 大分県電子申請システムによる申請情報の入力

登録したIDとパスワードでログインし、「申請先の選択」→「大分県」→「令和5年度大分県公立学校教員採用選考試験」→「電子申請をする」→「申請情報の入力」を行う。

申請内容を確認後、「送信」をクリックする。

※ 入力前に実施要項を必ず印刷し、「願書等入力上の注意」をよく読んでから入力すること。また、入力情報にコード番号が必要になるので、実施要項であらかじめ調べておくこと。

※ 「送信」後は、出願者による申請内容の修正ができないので注意すること。また、「送信」後に修正の必要が出た場合、(3)の書類の提出先に連絡をし、修正の依頼をすること。また、「修正」は、上記入力期間内に依頼すること。

※ 「送信」後に、再度「送信」を行うと重複した申請になるので絶対に行わないこと。

※ 申請が受け付けられると受付確認画面が表示されるので、画面に表示される内容を確認すること。特に「受付番号」は、問合せの際などに必要になるため、控えておくこと。

④ 申請書控え保存

送信が完了し、確認する画面で申請内容を「申請書控え保存」で保存しておくこと。

⑤ 申請内容の審査

審査期間 令和4年5月31日(火)～6月7日(火)

上記の期間中に電子申請内容の審査を行う。審査が完了すると、メールで通知する。

※ 上記審査期間内に「審査完了」のメールが届かない場合は、(3)の書類の提出先に連絡を必ず行うこと。

※ システムの操作、利用者登録等で不明な点がある場合は、大分県電子申請システムヘルプデスク（電話 097-506-2176：受付時間 9:00～18:00（土曜日及び日曜日を除く。））に問い合わせること。

(注意) ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがある。

イ 受験料は不要である。

ウ 身体に障がい等があり、試験場において配慮を必要とする受験者（例：車いす使用等）は、願書の「受験上の配慮」欄にその旨を入力すること。

(2) 特別選考に関する提出書類

	提出物	注意事項等
①	特別選考(I)の受験資格を証する書類(身体障害者手帳等の写し)	・特別選考(I)志望者のみ
②	特別選考(II)の受験資格(6)のイの要件に該当する者に必要な提出書類	・次の(i)及び(ii)の書類を提出すること。 (i)教員の職務を行うために必要な資質能力に関するアピール書(別紙様式1※)(自らの専門的な知識経験又は技能と教育指導との関連及び活用、これまでの指導歴その他教員としての資質能力についてアピールしたい事項) (ii)志望する教科・科目に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格(国家資格、公的資格、民間資格の別を問わない。)を証する書類(写しでもよい。)
③	特別選考(III)の受験資格を証する書類	・別紙様式2-1及び2-2(※)の記載に従い、所属団体等の代表者による証明書を提出すること。
④	特別選考(III)受験に係る意向届	・別紙様式2-3(※)に必要事項を記入し、押印すること。
⑤	特別選考(IV)の受験資格を証する書類	・勤務履歴を証明するもの(別紙様式3※)を提出すること。なお、任命権者が作成した書類をもって代えることができる。

※ 特別選考を志望する者は、電子申請以外に、上記①から⑤までのうち、該当書類を下記(3)の書類の提出先まで提出すること。

※ 別紙様式1、2-1、2-2、2-3及び3は、大分県教育委員会のホームページ(<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>)からダウンロードすること

(注意) ア 特別選考(II)志望者は、願書の「職歴」欄に、民間企業・官公庁等において常勤の職として3年以上継続して勤務していることが分かるように入力すること。

なお、第3次試験合格後、在職証明書の提出が必要である。

イ 特別選考(II)志望者のうち、受験資格(6)のアの要件に該当する者が受験資格(7)に該当しないと審査された場合は、一般選考を受験することができる。

- ウ 特別選考(Ⅲ)志望者が、受験資格（８）及び（９）の要件に該当しないと審査された場合には、一般選考を受験することができる。ただし、出願時に提出された別紙様式2－3において、一般選考（志願する教科・科目は、2（１）④（高等学校教諭）の教科・科目に限る。）での受験希望を届け出た者に限る。
- エ 特別選考(Ⅳ)志望者が、受験資格（１０）の要件に該当しないと審査された場合には、一般選考を受験することができる。
- オ 出願時に提出された書類は理由のいかんを問わず、返却しない。

(3) 書類の提出先

大分市府内町3丁目10番1号 大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班（大分県庁舎別館7階）
郵便番号 870-8503 電話 (097)506-5518

(4) 書類の提出締切

令和4年5月30日(月)の消印のあるものまで有効とする。

(5) 受験票の交付

令和4年6月23日(木)頃本人宛てメールに受験票を添付し、送信する。各自で印刷すること。令和4年6月27日(月)を過ぎてもメールによる受験票が届かない場合は、上記（３）の書類の提出先まで必ず連絡すること。

6 第1次試験

第1次試験においては、基本的知識等の修得状況を判断するものとし、以下のとおり実施する。

(1) 期 日

令和4年7月10日(日)

(2) 試験場

大分県立大分上野丘高等学校 大分市上野丘2丁目10番1号 電話 (097)543-6249

大分県立大分豊府中学校・高等学校 大分市花園3丁目3番1号 電話 (097)546-2222

(注意) ア 上記2会場で実施する。各受験者の試験場は受験票に記載して通知する。

イ 受験者の自家用車（二輪車を含む。）による試験場への乗り入れ及び自家用車による試験場への送迎は禁止する。

各会場においては、近隣や交通の妨げになる場所での送迎も禁止とするので厳守すること。

なお、自転車は、指定の置き場に駐輪すること。

ウ 試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。

エ 携帯電話は、試験場内では使用できない。

(3) 日程及び試験内容

① 日程

新型コロナウイルス感染症への対応として、試験区分、教科・科目等で2つのグループに分けて実施する。詳細は、受験票の交付時に受験者あて送付する。

グループ①	
時 間	試 験 等
8:40	試験室入室完了
8:40～8:55	出欠確認、諸注意
9:00～10:10	専門試験 ※特別選考(Ⅱ)志望者に対しては、 小論文(9:00～10:20、1200字以内)を実施する。
10:40～11:30	教養試験

グループ②	
時 間	試 験 等
10:20	試験室入室完了
10:20～10:35	出欠確認、諸注意
10:40～11:30	教養試験
12:00～13:10	専門試験

② 試験内容

教 養 試 験			・人文・社会・自然科学に関する基本的な一般教養 ・教育原理・教育心理・教育法規等に関する基本的な教職教養（答申・学習指導要領を含む。）
専 門 試 験	小学校	・小学校の全教科及び英語（リスニング）	
	小中学校連携	・受験する教科・科目（英語はリスニングを含む。）	
	中学校	・受験する教科・科目（英語はリスニングを含む。）	
	高等学校	・受験する教科・科目（英語はリスニングを含む。）	
	特別支援学校	・特別支援教育に関する専門的事項	
	養護教諭	・養護に関する専門的事項	
	栄養教諭	・栄養に関する専門的事項	
小 論 文 ※特別選考（Ⅱ）のみ。			小論文のテーマについては教育に関するものを出題する。

- (注意) ア 教養試験及び専門試験に遅刻した場合は、試験開始後 30 分以内の遅刻に限り、受験を認める。
 イ 当日は、受験前に試験場の諸掲示に注意すること。
 ウ 教養試験及び専門試験の実施時間中は、携帯電話や荷物は試験室外の指定箇所（当日指定する。）に置くこと。試験実施時間中に、試験室内に携帯電話を持ち込んだ場合は、受験を無効とすることがある。
 エ 教養試験及び専門試験の実施時間中は、途中退室することはできない。
 オ 教養試験問題及び専門試験問題は、択一式とする。ただし、一部の教科・科目の専門試験においては、一部又は全てに、数値を記入する問題を出題する。

(4) 携行品

	携 行 品	注 意 事 項 等
①	受 験 票	・各自で印刷後持参すること。
②	写 真 票	・所定の位置に写真を貼付し、氏名、受験番号を記入しておくこと。
③	筆 記 用 具	・黒鉛筆又はシャープペンシル (HB 程度)、消しゴム
④	時 計	・計時機能だけのものに限る。
⑤	返 信 用 封 筒 (第 1 次 試 験 結 果 通知用)	・84 円切手を貼り、住所、氏名を明記すること（宛名は「〇〇様」とすること。）。 ・封筒の規格は、23.5cm×12cm（長形 3 号）、糊付き封筒とし、1 枚用意すること（速達を希望する場合は、374 円分の切手を貼り、表に「速達」と朱書きすること。）。 ・封筒表左下に受験番号を必ず記入しておくこと。
⑥	上履き及び靴入れ	
⑦	特別選考（Ⅰ）の受験資格を証する書類 (身体障害者手帳等)	・特別選考（Ⅰ）志望者のみ

(5) 試験結果

- ① 第 1 次試験の一般選考における合格者数は、採用予定者数の 2 倍の数（採用予定者数が 1 人の場合は 4 倍の数）とする。ただし、令和 4 年度大分県公立学校教員採用選考試験（令和 3 年度実施）で、試験を実施しなかった試験区分（教科・科目等）は、採用予定者数の 3 倍の数（採用予定者数が 1 人の場合は 5 倍の数）とする。
 また、特別選考（Ⅰ）及び特別選考（Ⅱ）の合格者数は、採用予定者数の 3 倍の数（採用予定者数が 1 人の場合は 5 倍の数）とする。
 なお、合格ラインの範囲内であっても、成績が著しく低い場合は、合格者とししない。
 ※ 合格ライン：上記の合格者数を第 1 次試験の合格ラインとする。
 ※ 成績が著しく低い場合：第 1 次試験の得点率が 40%（150 点満点中 60 点）以下に該当する場合
- ② 併願を希望した者は、第 1 志望不合格の場合でも、第 2 志望は、合格者となることがある。第 2 次試験以降は第 1 次試験で合格した試験区分及び教科・科目等で受験する。
- ③ 第 1 次試験の結果は、令和 4 年 7 月 25 日（月）午前 9 時、大分県教育委員会のホームページ（<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>）に第 1 次試験合格者の受験番号を掲載するとともに、別途受験者全員宛て文書で通知する。
- ④ 第 1 次試験の教養試験及び専門試験の「正解・配点」を大分県教育委員会のホームページ（<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>）に掲載する。
- ⑤ 各試験区分（教科・科目等）における教養試験及び専門試験の合計点の合格最低点を、大分県教育委員会のホームページ（<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>）に掲載する。

7 第 2 次試験

第 1 次試験の合格者及び免除者について、教員として必要な専門性を判断するため、以下のとおり、第 2 次試験を実施する。

なお、日程等の詳細は、第 1 次試験の合格者には第 1 次試験結果通知に併せて指示する。また、第 1 次試験の免除者には、令和 4 年 7 月 25 日（月）頃本人宛て通知する。令和 4 年 7 月 29 日（金）を過ぎても第 2 次試験の日程等の詳細が届かない場合は、5（3）の書類の提出先まで連絡すること。

(1) 期 日

令和 4 年 8 月 6 日（土）から 8 月 12 日（金）まで（予定）のうち、指定する日

(2) 試験場

大分県立爽風館高等学校 大分市上野丘 1 丁目 11 番 14 号 電話 (097)547-7700

[体育実技試験]

サイクルショップコダマ大洲アリーナ 大分市青葉町 1 番地 電話 (097)551-1511

大分県立大分商業高等学校 大分市西浜 4 番 2 号 電話 (097)558-2611

- (注意) ア 受験者の自家用車（二輪車を含む。）による試験場への乗り入れ及び自家用車による試験場への送迎は禁止する。
 各会場においては、近隣や交通の妨げになる場所での送迎も禁止とするので厳守すること。
 なお、自転車は、指定の置き場に駐輪すること。
 イ 試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。
 ウ 携帯電話は、試験場内では使用できない。

(3) 試験内容

試 験	内 容 等
模擬授業（場面指導） 及び面接Ⅰ	・試験当日に提示するテーマによる模擬授業（養護教諭志望者は場面指導）とする。 面接Ⅰは、模擬授業（場面指導）等に関することを問う。
実技試験	・対象は、小学校、小中学校連携・中学校・高等学校の音楽、小中学校連携・中学校・高等学校の保健体育、小中学校連携・中学校・高等学校の英語、中学校・高等学校の美術、高等学校の書道、中学校の技術、中学校・高等学校の家庭及び養護教諭を志望する者のみ ・内容及び携行品は、以下を参照のこと。

- (注意) ア 小中学校連携・中学校・高等学校の保健体育志望者で、実技試験のうち水泳を試験当日に受験できない者は、試験当日に申請することにより、水泳を予備日（別途指定する日）に受験することを認める。
 イ 実技試験において、試験当日及び予備日に、身体的な事情により実技の実施に支障のある者は、試験当日、受付時に、医師の診断書を提出すること（この場合、実技を全く行わない者は、0点として取り扱うものとする。）。

※ 第2次試験の実技試験内容

試験区分・教科	内 容
小学校	・英語（試験当日提示するテーマに基づいた、英語表現（スピーキング）テスト）
小中学校連携・中学校・高等学校の音楽	・弾き歌い（当日指定の課題曲をピアノ伴奏しながら歌唱すること。） ・楽曲の演奏（声楽、ピアノ又は他の楽器による任意の楽曲の演奏。ただし、電子・電気楽器は除く。） ※ 暗譜、伴奏なしで演奏すること。 ※ ピアノは、試験室に準備したものを使用すること。 ※ 楽器を持参する場合は、各自で持ち運びや準備・片付けが容易なものであること。 ※ 持参した楽器の音の調整等は、試験前に5分程度可能である。 ※ 演奏時間は2分程度とし、楽曲の途中から演奏を開始してもよい。
小中学校連携・中学校・高等学校の保健体育	・選択1及び2については出願時に1種目を選択すること。なお、 出願後の種目変更は認めない。 【共通】体づくり運動（体力を高める運動） 【選択1】ダンス（創作ダンス、現代的なリズムのダンスから選択） 【選択2】水泳（クロール、平泳ぎから選択：50m）
小中学校連携・中学校・高等学校の英語	・英語による個人面接 ※ 実用英語技能検定準1級、TOEFL iBT 80点程度等以上の英語力を持つレベル
中学校・高等学校の美術	・鉛筆デッサン、水彩画
高等学校の書道	・毛筆、硬筆
中学校の技術	・木材加工における実技と道具の適切な使い方に関する試験
中学校・高等学校の家庭	・被服製作実習の技能に関する試験 ・調理実習の技能に関する試験 ※ 道具は、試験室に準備したものを使用すること。
養護教諭	・応急手当と救命処置の実技に関する試験

(4) 携行品

携 行 品		注 意 事 項 等
①	受 験 票	・第1次試験で使用したもの
②	写 真 票	・第1次試験免除者のみ受付に提出 ・所定の位置に写真を貼付し、氏名、受験番号を記入しておくこと。
③	筆 記 用 具	
④	時 計	・計時機能だけのものに限る。
⑤	実技試験に必要なもの (右表のとおり)	試験区分・教科
		携 行 品
		小中学校連携・中学校・高等学校の音楽
		楽曲の演奏に必要な楽器等
		小中学校連携・中学校・高等学校の保健体育
		運動に適した服装、水着、水泳帽、体育館シューズ、靴入れ
		中学校・高等学校の美術
		画用鉛筆、水彩用具一式（アクリルガッシュ、ポスターカラーも可、水彩色鉛筆は不可）、画板、画板に紙を固定するもの（クリップ等）、制作に適した服装
		高等学校の書道
		毛筆：筆（最大半切作品が書けるものから、仮名小字が書けるものまで）、墨、硯、墨池、毛氈、文鎮、水滴、定規、雑巾、制作に適した服装。ただし、用紙、字典を持ち込むことはできない。 硬筆：試験室に用意された用具を使用する。
		中学校の技術
		実技のできる服装、タオル、筆記用具（けがき用）、木工用具一式（さし金、両刃のこぎり、平かんな、四つ目きり、のみ、げんのう、釘抜き、木づち、すじけびき）
		中学校・高等学校の家庭
		調理実習着（白衣又はかっぽう着）、三角巾、手ふきタオル、布巾2枚

(5) 試験結果

- ① 第2次試験の合格者数は、採用予定者数の3/2倍の数（採用予定者数が1人の場合は3倍の数、150人以上の場合は4/3倍の数、200人以上の場合は5/4倍の数）とする。ただし、小数点以下の端数は切り上げとする。
 なお、合格ラインの範囲内であっても、成績が著しく低い場合には、合格者とししない。
 ※ 合格ライン：上記の合格者数を第2次試験の合格ラインとする。
 ※ 成績が著しく低い場合：第2次試験の得点率が40%（350点満点中140点）以下に該当する場合
- ② 第2次試験の結果は、令和4年8月31日（水）午前9時、大分県教育委員会のホームページ（<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>）に第2次試験の合格者の受験番号を掲載するとともに、別途受験者全員宛て文書で通知する。

8 第3次試験

第2次試験の合格者及び特別選考（Ⅲ）、（Ⅳ）の受験者について、教員として必要な人間性を判断するため、以下のとおり、第3次試験を実施する。

なお、日程等の詳細は、第2次試験結果通知に併せて指示する。また、特別選考（Ⅲ）、（Ⅳ）の受験者には令和4年8月31日（水）頃本人宛てに通知する。令和4年9月5日（月）を過ぎても第3次試験の日程等の詳細が届かない場合は、5（3）の書類の提出先まで連絡すること。

(1) 期 日

令和4年9月17日（土）から令和4年9月25日（日）まで（予定）のうち、指定する日

(2) 試験場

大分県教育センター 大分市大字旦野原 847 番地の 2 電話 (097)569-0118

(注意) ア 試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。

イ 携帯電話は、試験場内では使用できない。

(3) 試験内容

試 験	内 容 等
面接Ⅱ	個人面接

(注意)・特別選考（Ⅲ）の試験内容については、別途指示する。

(4) 試験結果

第3次試験の結果は、令和4年10月13日（木）（予定）午前9時、大分県教育委員会のホームページ（<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>）に第3次試験合格者の受験番号を掲載するとともに、別途受験者全員宛

て文書で通知する。

なお、採用予定者数内であっても、第3次試験の成績が著しく低い場合は、合格者とししない。

※ 成績が著しく低い場合：第3次試験の得点率が40%（350点満点中140点）以下に該当する場合

9 各試験の配点

(1) 第1次試験(150点満点)

一般選考及び特別選考（Ⅰ）

試験区分・教科	教養試験	専門試験
全試験区分・教科	50	100

特別選考（Ⅱ）

試験区分・教科	小論文
小学校、小中学校連携、中学校、高等学校	150

※ 第1次試験の合格者は、第1次試験の成績により決定する。

(2) 第2次試験(350点満点)

一般選考、特別選考（Ⅰ）及び特別選考（Ⅱ）

試験区分・教科	模擬授業	面接Ⅰ	実技試験
小学校	180	120	50
小中学校連携、中学校、高等学校の実技試験を課す教科	180	120	50
養護教諭	150	120	80
上記以外	200	150	

※ 養護教諭の模擬授業欄の点は、場面指導の点とする。

※ 第2次試験の合格者は、第2次試験の成績により決定する。

(3) 第3次試験(350点満点。ただし、特別選考(Ⅲ)は400点満点)

一般選考、特別選考（Ⅰ）及び特別選考（Ⅱ）

試験区分・教科	面接Ⅱ
全試験区分・教科	350

※ 第3次試験の合格者は、第2次試験及び第3次試験の総合成績（700点満点）により決定する。

特別選考（Ⅳ）

試験区分・教科	面接Ⅱ
全試験区分・教科	350

※ 特別選考（Ⅳ）の合格者は、第3次試験の成績により決定する。

特別選考（Ⅲ）

試験区分・教科	プレゼンテーション	面接Ⅱ
高等学校・教科	200	200

※ 特別選考（Ⅲ）の合格者は、第3次試験の成績により決定する。

10 得点等の送付・開示

受験者全員に対して、第1次試験、第2次試験及び第3次試験の試験の得点及び総合点を、各試験の結果の通知とともに送付する（口頭による開示（簡易開示）は行わない。）。

11 合格者の行う手続等

- (1) 第3次試験の合格者は、指定する日までに健康診断書（所定用紙）を提出すること。詳細は、第3次試験合格者に対して通知する。
- (2) 特別選考(Ⅱ)による第3次試験合格者は、指定する日までに、民間企業・官公庁等において3年以上継続して勤務していることが分かる、勤務先が発行する在職証明書（様式は任意）を提出すること。

12 採用及び給与

- (1) 選考試験の合格者は、次の①から④までのいずれかに該当する場合を除き、令和5年4月1日付けで採用するものとする。
 - ① 令和5年4月1日以降、大学院修士課程、博士前期課程又は教職大学院（以下「大学院修士課程等」という。）での修学を希望する者は、申請に基づき下記ア又はイのとおり採用時期を延期する。

- ア 大学院修士課程等に在学し修学を継続する場合は、最大 1 年間延期する。
ただし、教職大学院の 3 年制の 1 年に在学し修学を継続する場合は、最大 2 年間延期する。
- イ 令和 5 年 4 月 1 日以降、大学院修士課程等に進学する場合は、最大 2 年間延期する。
ただし、教職大学院の 3 年制に進学する場合は、最大 3 年間延期する。

- ② 特別選考 (II) の合格者は、研修を実施するため、令和 5 年 1 月に事務職員として採用する。研修期間を経て、令和 5 年 4 月 1 日付けで合格した試験区分の教諭として任用する。
 - ③ 養護教諭の合格者で、令和 4 年度中に実施される保健師国家試験の合格により得られる資格を基礎として養護教諭免許状を取得しようとするものは、当該免許状取得後に採用するものとし、それまでの期間は臨時的任用とする。
 - ④ 上記①から③までのほか、採用時期を変更することについて、特にやむを得ない事情があると認められる場合
- (2) 選考試験の合格者であっても、次の①から③までのいずれかに該当する場合は採用しない。
- ① 合格した試験区分及び教科・科目等に応ずる教諭普通免許状又は特別免許状を取得見込みの者が、令和 5 年 3 月 31 日までに当該免許状を取得できない場合
 - ② 令和 5 年 4 月 1 日現在において、合格した試験区分及び教科・科目等の有効な普通免許状を有していない場合
 - ③ 大分県教育関係職員健康診断審議会の結果、「就労不可」と判断された場合
- (3) 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、教員としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。なお、合格を取り消した場合においても、追加合格は行わない。
- (4) 令和 4 年 4 月 1 日現在の初任給は、教職調整額、義務教育等教員特別手当等を含み、大学卒約 226,000 円、短期大学卒約 199,000 円で、採用前の職歴を有する者は、条件に応じて加算される。また、在職期間等により期末・勤勉手当が支給される。この他に扶養手当、住居手当、通勤手当などが実態に応じて支給される。

13 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症等への対応として、試験日程等を変更する場合は、大分県教育委員会のホームページ (<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>) に掲載するので、各自で随時確認すること。
- (2) 台風等のため、試験の日程を変更する場合は、第 1 次試験については前々日、第 2 次及び 3 次試験については、試験前日の午後 3 時以降に、大分県教育委員会のホームページ (<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>) に掲載する。
- (3) 体育実技試験を受験する者は、必要に応じて、事前に健康診断や医師の診察を受けるなど体調管理に十分注意すること。
- (4) 大分県公立学校教員採用選考試験に関する問い合わせ先は、「5 (3) 書類の提出先」とする。ただし、試験当日の問い合わせ先は、各試験場とする。
- (5) 過去の試験問題等は、以下の場所で公開している。
大分県情報センター（大分県庁舎本館 1 階） 電話 (097)506-2285
郵便番号 870-8501 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号
受付時間 9:00 ～ 17:00（土曜・日曜日及び祝日を除く。）